

仙台市広告掲載要綱

(平成 17 年 10 月 20 日市長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は，市有資産への民間企業等の広告の掲載等を通じて，その広告媒体としての活用を促進することにより，市の新たな財源を確保し，もって，市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市有資産のうち掲載等が可能なものとして第 4 条の規定により定めたものをいう。

イ 市の広報印刷物

ロ 市の WEB ページ

ハ 市の財産

ニ その他広告媒体として活用できる市有資産で別に定めるもの

(2) 掲載等 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し，又は掲出することをいう。

(3) 局区等 仙台市事務分掌条例（昭和 34 年仙台市条例第 20 号）第 1 条に規定する局，区役所，消防局，会計室，教育委員会事務局，選挙管理委員会事務局，区選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査事務局，農業委員会事務局及び議会事務局をいう。

(広告掲載等の決定及び基準等)

第 3 条 広告媒体を所管する局区等の長（以下「所管局区等の長」という。以下同じ。）は，掲載等の可否の決定に当たっては，次の各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1) 掲載等をする広告は，本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報によるものでなければならないこと

(2) 屋外広告（仙台市屋外広告物条例（平成元年仙台市条例第 4 号）第 8 条に定める許可を要するものに限る。以下同じ。）の内容及びデザインについては，杜の都の風土を育む景観条例（平成 7 年仙台市条例第 5 号）を遵守し，当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに，美観風致を阻害するものであってはならないこと

(3) 次に掲げる業種又は事業（以下「事業等」という。）を営む者の広告については，掲載等をさせてはならないこと

イ 法令又は条例の規定に違反し，又は違反するおそれがある事業等

- ロ ギャンブル性を有する等青少年の健全育成の観点から不適切な事業等
 - ハ その他前2号の規定の趣旨に適合しない事業
- (4) 次に掲げる内容の広告については、掲載等をさせてはならないこと
- イ 法令又は条例で禁止された事物を扱う広告
 - ロ ギャンブル性を有する等青少年の健全育成の観点から不適切な広告
 - ハ その他第1号及び第2号の規定の趣旨に適合しない広告
- 2 前項に規定する判断基準の細目については、財政局長が別に定める。
- 3 所管局区等の長は、第1項の決定をする場合において、必要があると認めるときは、仙台市広告審査委員会の意見を求めることができる。

(広告媒体の選定)

第4条 掲載等を行う広告媒体は、所管局区等の長が定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び掲載位置等は、広告媒体ごとに所管局区等の長が定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告の募集及び選定の方法並びに掲載等に係る予定価格については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、所管局区等の長が財政局長に協議して定める。

(広告審査委員会)

第7条 広告の募集、広告の内容等に関し、必要な審査を行うため、仙台市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員長は、財政局財政部財政企画課長をもって充て、委員は、総務局広報課長、まちづくり政策局政策企画部政策調整課長、財政局財政部財政課長、市民局生活安全安心部消費生活センター所長及び経済局産業政策部経済企画課長をもって充てる。
- 3 屋外広告に関する審査を行う場合は、委員長は、必要に応じ、第2項に定める委員に、都市整備局計画部都市景観課長を加えることができる。
- 4 第2項から前項までに定める場合のほか、委員長は、必要に応じ、広告媒体及び審査する広告の内容に関する事項を所管する課の長を、臨時の委員として加えることができる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課の長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

5 委員長は、必要に応じ、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財政局財政部財政企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成17年10月20日から実施する。

附 則 (平成18年3月17日改正)

(改正期日)

この改正は、平成18年4月1日から実施する。

附 則 (平成19年3月23日改正)

(改正期日)

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成20年4月1日改正)

(改正期日)

この改正は、平成20年4月1日から実施する。

附 則（平成 24 年 11 月 1 日改正）
（改正期日）
この改正は、平成 24 年 11 月 1 日から実施する

附 則（平成 25 年 4 月 1 日改正）
（改正期日）
この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する

附 則（平成 26 年 4 月 1 日改正）
（改正期日）
この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する

附 則（平成 28 年 4 月 1 日改正）
（改正期日）
この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する

附 則（平成 31 年 4 月 1 日改正）
（改正期日）
この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する

附 則（令和 5 年 8 月 31 日改正）
（改正期日）
この改正は、令和 5 年 9 月 1 日から実施する